



新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部を設置しました

これまで要綱に基づき長野県新型コロナウイルス感染症対策本部を設置していましたが、新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正され、国の新型コロナウイルス感染症政府対策本部が設置されたことに伴い、法律に基づいて知事を本部長とする新型コロナウイルス感染症長野県対策本部を設置しました。

- 名 称 新型コロナウイルス感染症長野県対策本部
- 設 置 日 令和2年3月26日(木)
- 設置根拠 新型インフルエンザ等対策特別措置法 第22条
- 所掌事務 県内の新型コロナウイルス感染症対策の総合的な推進
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の発生動向の把握
 - ・ 感染拡大抑制対策と予防対策
 - ・ 県内における適切な医療提供
 - ・ 県内発生時における社会機能維持
 - ・ 国、市町村、関係機関との連絡調整
 - ・ 県民に対する正確な情報提供 など
- 第1回新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議の開催
 - ・ 日時 令和2年3月27日(金) 13時20分から
 - ・ 場所 特別会議室

しあわせ信州創造プラン2.0(長野県総合5か年計画)推進中

危機管理部 危機管理防災課 危機管理係
(課長) 柳沢 秀信 (担当) 竹内 博文
電 話 026-235-7408(直通)
026-232-0111(代表) 内線 5208
F A X 026-233-4332
E-mail bosai@pref.nagano.lg.jp

健康福祉部 保健・疾病対策課 感染症対策係
(課長) 徳本史郎 (担当) 唐木英司
電 話 026-235-7148(直通)
026-232-0111(代表) 内線 2646
F A X 026-235-7170
E-mail hoken-shippei@pref.nagano.lg.jp